

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 虚偽・誇大広告の禁止の規定に違反した者に対する課徴金納付命令に係る規定を新設するとともに、違反広告の中止、訂正広告等の措置命令に係る規定を新設する。</li> <li>・ 特例措置の内容 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において新設する課徴金について、必要経費算入しないこととする。</li> </ul>	
関係条文	[ ]	
減収見込額	[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - ) [改正増減収額] - ( ) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告の禁止の規定に係る違反状況や現行法による対応の困難性を踏まえ、虚偽・誇大広告で得た経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることで違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 課徴金納付命令により支払わせた課徴金について、必要経費・損金に算入できることとなれば、課徴金制度を設けた趣旨を果たせなくなるため、他法における課徴金納付命令と同様の税制措置を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ	8 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価】</p> <p>基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること</p> <p>施策目標 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること（I-6-2）</p>
	政策の達成目標	医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告の禁止の規定に係る違反状況や現行法による対応の困難性を踏まえ、虚偽・誇大広告で得た経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることで違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	8 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—